

「空白」裁判通信

No.6 2022年9月29日

JR東海労新幹線関西地本

空白裁判 プロジェクト

「訴え（請求）の申立書」を提出!! ＜第6回口頭弁論開かれる＞

9月28日、大阪地方裁判所において空白裁判（原告下茂、西、前田）の第6回の口頭弁論が開かれました。

弁論では、9月20日付で原告側が提出した準備書面（6）と訴え（請求）の拡張申立書について弁論が開催されました。

原告が準備書面（6）で訴えたこと!!

＜空白勤務指定は違法・不法行為で慰謝料を請求する＞

会社は、変形期間開始前（就業規則第55条の定める「毎月25日まで」）に始・終業時刻や労働時間を特定し、明示する必要があったにもかかわらず、原告らに合計50回も「空白」の勤務を指定しています。原告3名は、50回も労基法1条で定められている「人たるに値する生活を営むための必要を充たすため」の「生活設計を立てることが困難な」状態におかれ、原告らに精神的損害を被ったのです。

訴え（請求）の拡張の主張とは!!

＜空白勤務指定は労基法違反だ、割増賃金を支払え!＞

会社は、労基法32条の2に定める1ヶ月月単位の変形労働制を採用していると主張していますが、「空白」勤務指定はその定めに違反しています。したがって、1日8時間以上の労働時間は時間外労働となり、下茂さんは301,082円、西さんは436,625円、前田さんは163,184円の時間外労働時間（8時間を超えるもの）が発生することから、その割増賃金を請求したのです。

会社は、原告に慰謝料・未払い賃金を支払え!!
裁判勝利に向けて組織一丸となって闘おう!!

次回期日 12月19日（月曜）13時30分～大阪地方裁判所809号法廷